

マリンドリーム能生周辺整備計画策定業務 公募型プロポーザル実施要項

この要項は、糸魚川市が実施するマリンドリーム能生周辺整備計画策定業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

1 実施目的

市内観光拠点のひとつである「道の駅マリンドリーム能生」を中心とする周辺エリアへの更なる観光誘客を図るため、点在する施設や観光資源等の活用、整備について、令和3年度に策定した「マリンドリーム能生周辺整備活用等推進ビジョン」の推進方策を基軸とし、整備計画を策定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 件名 マリンドリーム能生周辺整備計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙「マリンドリーム能生周辺整備計画策定業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月24日まで
- (4) 上限額 金3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※契約時の予定価格を示すものではなく、この金額で契約を約束するものではない。

3 選定方式 公募型プロポーザル方式

4 参加要件

次に掲げる参加要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本業務と同種・同等の業務にかかる契約を元請けとして履行した実績があること。
- (3) 新潟県内に本店又は支店を有する事業者であること。
- (4) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 本要項の公表日から契約締結時までのいずれの日においても、糸魚川市または他の自治体において指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が、次のいずれにも該当しない者であること。

- ア その役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは、営業所の代表者をいう。以下、この条において同じ。）が糸魚川市暴力団排除条例（平成24年糸魚川市条例第2号）第2条第3号に規定する者（以下、この号において「暴力団員等」という。）であること。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。
- ウ その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められること。
- エ その役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められること。
- オ その役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められること。

(8) 糸魚川市業務委託等契約希望者名簿に登録されていない事業者が参加する場合は、次の書類を提出すること。

書類	注意事項
① 登記簿謄本（写し可）	3か月以内に発行された最新のもの。
② 市町村税等に関する納税証明書（写し可）	3か月以内に発行された最新のもの。 市町村税とは、市町村税全般（市民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税等）、東京都の特別区にあたっては、都税などのことをいう。
③ 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（納税者のみ写し可）	課税事業者は、3か月以内に発行された最新のものを提出すること。
④ 財務諸表の写し	最新のものを提出すること。
⑤ 暴力団等の排除に関する誓約書（兼同意書）	当市指定様式「暴力団等の排除に関する誓約書（兼同意書）」にて提出すること。

5 業者選定スケジュール

業者選定にかかるスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日
公募開始	令和4年5月24日（火）
質問の受付期限	令和4年5月30日（月）正午まで
質問回答予定日	令和4年6月2日（木）
プロポーザル参加表明書提出期限	令和4年6月8日（水）午後5時まで
企画提案書等提出期限	令和4年6月17日（金）午後5時まで
プレゼンテーション	令和4年6月24日（金）
審査結果の通知	令和4年6月30日（木）までに通知予定

※上記日程を変更する場合には、メールまたは電話で連絡します。

6 質疑の受付

本件に関する質疑は、質問書（様式第1号）により電子メールにて受け付けるものとする。（送信後に必ず確認先へメール送信した旨を電話すること）

- (1) 受付期間 令和4年5月30日（月）正午まで
- (2) 回答方法 質問に対する回答は、令和4年6月2日（木）に市ホームページで質問要旨、回答を公開する。

7 プロポーザル参加表明書等の提出（必須）

参加要件を満たし、本プロポーザルに参加する意思のあるものは、下記によりプロポーザル参加表明書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年6月8日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出書類
ア プロポーザル参加表明書（様式第2号） 1部
イ 会社概要（様式第3号） 1部
ウ 業務実績（様式第4号） 1部
- (3) 提出方法 持参または郵送によること。持参による受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合、期限を過ぎて到着したものについては受け付けないため、注意すること。
- (4) 参加資格 「糸魚川市業務委託等契約希望者名簿」に登録されていない事業者が参加する場合は、上記（2）のア、イ、ウの書類と併せて、本実施要項の第4項第8号に記載されている書類を提出すること。
- (5) 留意事項 提出期限までにプロポーザル参加表明書等を提出しなかったものは、以降の手続きに参加できないものとする。

8 企画提案書の提出（必須）

プロポーザル参加表明書を提出した者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和4年6月17日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

- ア 企画提案書（記載内容は(4)に記載するものとする。） 6部
- イ 見積書（税込み価格。税抜き価格がわかるようにすること。） 6部

(3) 提出方法

持参または郵送によること。なお、持参による受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合、期限を過ぎて到着したものについては受け付けないため、注意すること。

(4) 留意事項

ア 企画提案書は、以下の章立てで構成すること。

No	内 容
1	会社概要及び実施体制
2	職員配置体制
3	同様業務の実績（過去5年程度）
4	実施スケジュール
5	実施方針、実施概要
6	追加提案

イ 企画提案書類一式は任意様式とし、原則A4版とする。ページ数は16ページ以内（両面印刷）とし、分かりやすく簡潔な内容とすること。

ウ 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

エ 企画提案書等は、1者につき1提案のみ受け付ける。提出後の追加、差し替え及び再提出は認めない。

オ 見積書は、宛名を「糸魚川市長」宛てとし、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。

9 審査会（プレゼンテーション）の実施

企画提案の審査は、別途設置する「審査委員会」が行うものとする。

(1) 実施日・場所

令和4年6月24日（金）

※時間、場所（糸魚川市役所内を予定）については別途通知する。審査会に参加できない場合は、審査の対象から除外する。

(2) 説明時間

1 事業者につき25分程度（プレゼンテーション15分以内、質疑10分程度）

(3) 出席者

1 事業者につき最大2名まで。

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

イ プレゼンテーションに際し、資料や映像の投映を可とする。スクリーン、プロジェクター、電源、延長コードは糸魚川市で用意する。

ウ プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。

エ 新型コロナウイルス感染症に伴い、ウェブ会議で行う場合は別途通知する。

10 審査及び優先交渉権者

審査会において、下記審査基準に基づき総合的に審査し、最高得点者を優先交渉権者、次点の者を次順位交渉権者として決定し、参加者へ通知する。なお、審査内容や結果に対する質問、異議については一切受け付けない。

【審査基準】

審査項目	評価の視点
業務遂行能力	・業務を遂行する上で十分な体制であるか。 ・円滑に事業を遂行することができるスケジュールになっているか。
業務実績	・類似業務の受注実績があり、企画力・専門性・独創性を生かして成果を上げているか。
企画提案	・事業の趣旨、目的、条件を理解した提案内容であるか。 ・具体的で、実現性の高い提案となっているか。 ・目的達成のため、独創的で画期的な提案であるか。 ・資料や説明がわかりやすく、理解しやすいものであるか。
業務経費	見積金額は提案内容に対して適当であるか。

(1) 優先交渉権者との協議

市は、優先交渉権者と、提出された提案書を基に具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や、優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、市は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとする。

(2) 契約締結

市と優先交渉権者は、提出された提案書を基に本業務委託に関する具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行う。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合

- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 参加要件のいずれかを満たさなくなった場合
- エ 見積金額が提案上限額を上回っていた場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- カ その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

11 その他

- (1) このプロポーザルに要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。ただし、このプロポーザルにかかる審査以外には使用しない。
- (3) 企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、提案者の責において許諾を得た上掲載すること。
- (4) 本要項に定めのない事項については、市及び審査会等において協議して決定する。
- (5) 評価内容及び選定結果について、異議申し立ては一切認めない。
- (6) 本要項に定めのない事項については、市及び審査会等において協議して決定する。

12 問合せ及び書類提出先

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮 1-2-5

糸魚川市商工観光課交流観光係 担当：井上・横川

TEL：025-552-1511 FAX：025-552-7372

Mail：kanko@city.itoigawa.lg.jp